

令和7年1月22日

〒485-0029

愛知県小牧市中央3-266

コラソデザイン株式会社 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 荻原典子

(連絡先) 〒461-0001

名古屋市東区泉一丁目7-34 荘苑泉3C

事務局長 伊藤英樹

(TEL 052-734-8107 FAX 052-734-8108)

差 止 請 求 書

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が使用している「約款」につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消費者契約法の規定に抵触する条項を確認いたしました。

そこで、当団体は、貴社に対して、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付します。

本差止請求書が通常到達すべき時から1週間を経過した後は、当団体は、貴社に対して、消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対する貴社の対応につき、本差止請求書到達後1週間以内に、上記連絡先に宛てて、書面にてご回答ください。

第1 請求の要旨

- 1 当団体は、貴社に対して、「本工事の完成の確認が終了した後、すみやかに工事請負代金全額の支払を完了させるものと」する旨の契約を締結しないことを求めます。
- 2 当団体は、貴社に対して「債務の履行に着手するまでの間に、甲が前条第1項の定めにより本契約を解除した場合における同項ただし書に定める乙の損害金は、工事請負代金の20%相当額とします。ただし、乙の損害が工事請負代金の20%相当額を超えるときは、乙は、その超過額を甲に請求することができるものとします。」等の契約を締結しないことを求めます。
- 3 当団体は、貴社に対して、「本契約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所を、I. 契約の当事者

受付通番：G01427617000100000 号

1/3 頁



記載の乙（請負者）の住所地を管轄する裁判所とすることに合意します。」等、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄とする条項を含む契約を締結しないことを求めます。

第2 紛争の要点

1 請求の要旨1について

(1) 消費者契約法10条

消費者契約法10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする消費者の利益を一方的に害する契約条項は無効となると規定しています。

(2) 約款第19条

約款第19条は、本工事の完成の確認が終了した後、すみやかに工事請負代金全額の支払を規定するもので、民法633条の住宅と工事請負代金の支払いの同時履行の権利を制限する条項で、消費者の利益を一方的に害する条項といえます。

注文者が工事請負代金の全額を先に支払う合理的理由はありませんし、変更工事・追加工事に伴う代金変更等によって紛争が生じている場合等に工事請負代金の支払いを強制されることは注文者に大きな不利益を負担させるものといえます。

よつて、約款第19条は消費者契約法10条により無効になります。

(3) そこで、当団体は、貴社に対して、本件の代金の支払時期を支払時期を定める請負契約を締結しないことを求めます。

2 請求の要旨2について

(1) 消費者契約法第9条1項

消費者契約法第9条1項1号は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものは無効となると規定しています。

(2) 約款第38条

約款第38条1項によれば、注文者は、貴社が債務の履行に着手する前に解除した場合、注文者は損害金として工事請負代金の20%を貴社に支払うことになっています。

約款の規定では、すべての工事請負契約について工事請負代金の20%が損害となると定められています。解除の時期にかかわらず一律に工事請負代金の20%が貴社の損害となると考えられませんし、貴社に

書写



発生する損害が工事請負代金に比例していくとは、考えられません。

貴社の規定と同様に、工事着工前の請負契約の解除の際に一定額の違約金を支払う旨の規定について、消費者契約法が適用され平均的損害を超えている部分は無効となるとした裁判例があります（名古屋高裁平成23年10月27日判決）。

よって、本件の損害賠償の条項は消費者契約法9条1項1号によって、平均的な損害を超える部分について無効になります。

(3) そこで、当団体は、貴社に対して、本件損害賠償の条項を含む請負契約を締結しないことを求めます。

3 請求の要旨3について

(1) 約款第46条

約款第46条によれば、訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所を貴社の住所地と規定しています。

この規定によって、たとえば岐阜県、三重県在住の注文者が貴社と訴訟を行う場合、名古屋まで行って訴訟を行わなければならないこととなります。

しかし、貴社は注文者の住所地で住宅を建築しており、注文者の住所地で訴訟を行っても大きな不利益はないはずです。

これに対し、注文者は、必ず名古屋地方裁判所において訴訟をしなければならないとすると貴社が得る利益に比して注文者の被る不利益は多大なものがあります。

また、専属的合意管轄でも移送の対象にはなりますが、移送の申立をしても必ず認められるとも限りません。

以上の点からすると、本規定は、消費者の利益を一方的に害する規定であり、消費者契約法10条によって無効になります。

(3) そこで、当団体は、貴社に対して、専属的合意管轄の条項を含む請負契約を締結しないことを求めます。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

名古屋地方裁判所



差出人 〒461-0001
愛知県名古屋市東区泉一丁目7番34号荘苑泉3C
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 荻原 典子

受取人 〒485-0029
愛知県小牧市中央3-266

コラゾンデザイン株式会社御中

郵便認証司

7. 1. 22

この郵便物は令和 7年 1月 22日
第13462684141号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G01427617000100000 号

3/3 頁

新 東 京

7. 1. 22

12-18

